

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年4月23日 03時20分ごろ
発生場所	島根県知夫村浅島北西岸 知夫港赤島防波堤灯台から真方位150°930m付近 （概位 北緯35°59.8′ 東経133°02.3′）
事故の概要	瀬渡船GRAND VESSELは、北北西進中、浅所に乗り揚げた。 GRAND VESSEL は、船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成29年4月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 GRAND VESSEL、19トン SN2-2893（漁船登録番号）、個人所有 19.43m (Lr) × 3.78m × 2.05m、FRP ディーゼル機関2基、713.4kW（合計）、平成7年7月 第290-46339号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 25歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成24年11月9日 免許証交付日 平成24年12月20日 （平成29年12月19日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に破口を伴う擦過傷、両舷舵板及びプロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 北東流、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、平成29年4月23日02時10分ごろ知夫村知夫漁港に向けて島根県松江市七類港を出港し、知夫村知夫里島南方沖を約22ノットの対地速力で自動操舵により北北西進していた。 船長は、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、GPSプロッターを作動させ、知夫港赤島防波堤灯台を船首目標とし、03時00分ごろ知夫漁港まであと7海里であることを確認した後、いつしか居眠

	<p>りに陥り、03時20分ごろ衝撃で目覚めて浅島北西岸の浅所に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、損傷状況等を確認したところ、自力離礁が困難に見えたので、釣り客を陸上に誘導して避難させ、海上保安庁に本事故の発生を通報するとともに、僚船に支援を要請した。</p> <p>釣り客は、来援した僚船に移乗して知夫港へ向かった。</p> <p>本船は、24日船長が手配した起重機付台船でつり上げられて離礁し、島根県隠岐の島町の造船所に運ばれた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>																						
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、喫水が船首約0.7m、船尾約1.5mであった。</p> <p>4月21日午後から本事故発生までの船長の就労及び睡眠状況は、次のとおりであった。</p> <table border="0" data-bbox="550 734 1252 1254"> <tr> <td>4月21日14時～20時ごろ</td> <td>瀬渡し業務</td> </tr> <tr> <td>22時ごろ</td> <td>就寝</td> </tr> <tr> <td>22日01時～03時30分ごろ</td> <td>釣り客の送迎</td> </tr> <tr> <td>03時30分～12時ごろ</td> <td>瀬渡し業務</td> </tr> <tr> <td>12時ごろ</td> <td>仮眠</td> </tr> <tr> <td>13時ごろ</td> <td>出航準備作業</td> </tr> <tr> <td>14時～20時ごろ</td> <td>瀬渡し業務</td> </tr> <tr> <td>22時ごろ</td> <td>就寝</td> </tr> <tr> <td>23日01時ごろ</td> <td>釣り客の送迎</td> </tr> <tr> <td>02時10分ごろ</td> <td>七類港を出港</td> </tr> <tr> <td>03時20分ごろ</td> <td>本事故発生</td> </tr> </table> <p>船長は、4月21日及び22日の夜に瀬渡し業務の予約が集中して入り、本事故発生までの約36時間中、睡眠時間が合計約7時間だったので、睡眠不足で疲労が蓄積する状況であった。</p> <p>船長は、ふだん眠気を感じた際、ガムをかんだりコーヒーを飲んだりすれば眠気を払うことができしており、本事故時、七類港を出港する際に眠気を感じたが、缶コーヒーを飲んだ後、ガムをかみながら操船に当たっていたので、居眠りに陥ることはないものと思っていた。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置がなかった。</p> <p>本船は、船底部の損傷により約500ℓの燃料油が流出した。</p> <p>気象庁ホームページで発表されている海洋の健康診断表によれば、2017年4月中旬から下旬にかけて対馬暖流が山陰沖西部を北東方に流れていた。</p>	4月21日14時～20時ごろ	瀬渡し業務	22時ごろ	就寝	22日01時～03時30分ごろ	釣り客の送迎	03時30分～12時ごろ	瀬渡し業務	12時ごろ	仮眠	13時ごろ	出航準備作業	14時～20時ごろ	瀬渡し業務	22時ごろ	就寝	23日01時ごろ	釣り客の送迎	02時10分ごろ	七類港を出港	03時20分ごろ	本事故発生
4月21日14時～20時ごろ	瀬渡し業務																						
22時ごろ	就寝																						
22日01時～03時30分ごろ	釣り客の送迎																						
03時30分～12時ごろ	瀬渡し業務																						
12時ごろ	仮眠																						
13時ごろ	出航準備作業																						
14時～20時ごろ	瀬渡し業務																						
22時ごろ	就寝																						
23日01時ごろ	釣り客の送迎																						
02時10分ごろ	七類港を出港																						
03時20分ごろ	本事故発生																						
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、知夫里島南方沖を北北西進中、船長が居眠りに陥ったこと</p>																						

	<p>から、浅島北西岸の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故時、本事故発生までの約36時間中、睡眠時間が合計約7時間で、睡眠不足で疲労が蓄積する状況であったこと及び操縦席に腰を掛けた姿勢で操船を続けたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、知夫港赤島防波堤灯台を船首目標として自動操舵で針路を設定したものの、北東方へ向かう海流に圧流されたことから、浅島北西岸に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、知夫里島南方沖を北北西進中、船長が、居眠りに陥ったため、浅島北西岸の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眠気を感じた場合は、外気に当たったり、椅子から立ち上がり身体を動かしたりするなどして居眠り防止に努めること。

付図1 事故発生経過概略図

